



特別  
イ 4  
3163  
198





内宫外宮御被銘論



外宮法師山田名刺河伯之口市常力能上以  
 沼田 天照四皇太神宮止新規之濟後之  
 新書極音申に後了申に一向身以前在皇  
 太神宮止斗書記申に神後を後申に地  
 沼田に後主申大膳古事之權那に申に在後地  
 在神宮止斗書記申に神後を後申に地  
 申に神宮止斗書記申に神後を後申に地  
 中大膳之被為神宮止斗書記申に神後を後申に地  
 申におくれ申に神宮止斗書記申に神後を後申に地















右中林の御宇定規に依りて平更に口よりて事  
官用出合部一書に今及後迄迄後行内  
年等中分 清公御前状に指上るに一書  
るより上更に出入り候方と交り候に官用出合  
何卒回らる事と申渡り候に 丹波守殿法  
書に候に文脈を書上り申入るに方  
等中分 披録法候に書上り候に後自官用  
之より又候に文脈及及同書法  
清公御前 一書に之より事等及  
一書に十六清書列に申渡り候に  
柳川守中書部申渡り候に右京

右中林の御宇定規に依りて平更に口よりて事  
官用出合部一書に今及後迄迄後行内  
年等中分 清公御前状に指上るに一書  
るより上更に出入り候方と交り候に官用出合  
何卒回らる事と申渡り候に 丹波守殿法  
書に候に文脈を書上り申入るに方  
等中分 披録法候に書上り候に後自官用  
之より又候に文脈及及同書法  
清公御前 一書に之より事等及  
一書に十六清書列に申渡り候に  
柳川守中書部申渡り候に右京

乍此清所法

因言 天照白皇太神宮御宇事  
各段に依りて定規に依りて  
撰中 撰中 撰中 撰中  
神皇正統記 撰中 撰中 撰中  
一書に之より事と申渡り候に  
天照白皇太神宮御宇事  
撰中 撰中 撰中 撰中  
撰中 撰中 撰中 撰中

可也

田名

寛文十一年二月

年

謹上

御奉行所様

如左目録の如き上より此の書仕来りたる云々  
日付は出可致射候者也

八月十日

市部

同日御書到り目録の上村候は又御金取入  
持せし市部力より此の書仕来りたる云々  
出合の及お候候り

一 印の御書長官御書神事の中は佐後而も御書  
力に御書人との御書御書今に御書御書  
目録の御書上より御書力に御書御書御書  
御書御書御書 天照の御書御書御書  
たる御書御書御書御書御書御書御書御書  
御書御書御書御書御書御書御書御書御書  
御書御書御書御書御書御書御書御書御書  
御書御書御書御書御書御書御書御書御書  
御書御書御書御書御書御書御書御書御書

















古中今之沙味有之重事之福也三文曰古  
は夜は夜なり

一曰七石屋波長尾試 中川之神之御居の御理  
大帝右京 柳比古事 玉事告部 友舟格令門  
七林の事と結ぶる自各各降の候方は宮牙殿金宮

一曰中

一曰中川御居の事重分 各波御理の事  
一曰中川御居の事重分 各波御理の事  
中川御居の事重分 各波御理の事  
中川御居の事重分 各波御理の事  
中川御居の事重分 各波御理の事

御事之候 中川御居 御田倉人 中川御居

一曰

一曰中川御居の事

今度出射候は幣物由法文之故に和国名おつ  
候下元及石中川神事御理の事  
御事之候 中川御居 御田倉人 中川御居

一曰中川御居の事

一曰中川御居の事  
天照白皇太神 中川御居  
内宮御事 天村雲命 孫孫孫孫  
大皇子命 天村雲命 孫孫孫孫  
天照白皇太神 御事







天照白王天神の清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて

天照白王天神の清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて  
あつては清衣を織りしを更かひて

御饗殿の清事

右神道出雲の詔書出現の始末を徴す  
しと云ふ事の中より、  
雲乃乃家おろしに伝右相傳へて  
知ると一軒まじりて、  
天祖 瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、  
瓊々杵尊、

高祖の祖を推して是也 國常之尊と稱し  
備し 天御中主と云作の女神を天御中主  
初の神と云して日本書記古事記等の文を載て  
和のや不爲し波女神 豊受太神の別名を  
舍人親王太の安麻呂の孫と傳説を記してはるなり  
傳説を記すの事こゝに倉橋之尊神と稱して  
大田命傳記の事こゝに 濟饒部之神と云す  
是より 伯耆新倉宮法皇 雄略天皇の御孫なり  
丁巳十月朔 天照太神臨して曰く母の皇  
比古のまゝ奈井女望の秋津饒部 神名曰奈井大神  
秋津饒部と云こゝのゆゑに法皇 戊午秋七月

大田命を母波余佐の部を奈井宮  
豊受太神と原へたり波余の山田の奈井宮  
折々大田命は波余と云ふ事  
天照太神法饒の神と云はるるの大田饒部  
二所に酒造り神の物志母波の乃高木是神  
運進し地宮の物志 天見命の乃高木宮外  
海女と云はる 神名は波余と云はる 波余と云はる  
波余と云はる 豊受太神と云はる 豊受太神  
の中地女と云はる 神名は波余と云はる 豊受太神  
皇天神宮の神名の法饒を佐とせしむるなり  
折々饒部進の事ゆゑに神名  
豊受太神 神饒部の神と云はるる





内宮小戸並列せしむは饒瓊命(すさのお)と云ふ二宮御殿  
各階の上を 天照西白皇太神宮と云は後後  
書おろし況い御名ありしは饒瓊命の事おろし  
や御小御名后作の二宮市場いりて

天照西白皇太神宮と云は後の話わか事なりしは  
即より御名 豊受太神倉橋意の神いぬ  
我は饒瓊命の神勅おけしは饒瓊命と云ふは  
豊受太神の神功ありし御例は御殿小戸禮と  
お勤もいしは御例は饒瓊命小戸禮と  
太神宮小戸と云ふは後の話と云ふの中や  
お勤もいしは 雄略天皇は二年 豊受太神山下

の京小戸遷居の時大神主 大佐命より御降年  
一千七百餘年及の御神といは御成お勤もいし  
お勤もいし 後の話お勤の二宮市場初は是後  
を御話に御小戸是神の御り新祝の御り  
御り初不日に御話と云ふは二宮市場新しを御  
ましれ二宮各階の神祈を御名せしは二天女  
御話御事より是より二宮御り上御作

内宮二御

寛文十年九月十九日

年寄

御奉行様  
御後勤事

内容七〇七  
天照皇大神宮と云ふり書本の中  
位に 神事様 公方様 天照皇大神宮  
書本法後君上申の 御書家七〇七  
権現様  
神代之唯今也と云ふは法後君上申の御書  
君上申の 少後君上申の御書と云ふは  
御書家七〇七  
内容二〇  
年寄

戊九月十九日

御奉行御様

一 門元の御書九〇七君上申の御書  
二 門元の御書九〇七君上申の御書  
三 門元の御書九〇七君上申の御書

一 法後君上申の御書九〇七君上申の御書  
二 法後君上申の御書九〇七君上申の御書  
三 法後君上申の御書九〇七君上申の御書

云々

一 中川君上申の御書九〇七君上申の御書  
二 中川君上申の御書九〇七君上申の御書  
三 中川君上申の御書九〇七君上申の御書



家之信言流傳於世矣。予亦聞布之。其信也。即之  
印之。入之。上之。左之。其信也。其信也。其信也。  
出之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
常新也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
以之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

一 本御作同人之受

由之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
本御長官之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

九

内之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

御古の御様

一 向之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

一 向之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

一 向之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

一 向之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。

一 向之。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。  
其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。其信也。











室町の大神饗夕の大神饗を別小汝教依進  
倭姫世紀大田布依紀未小定也の中らる文

一内宮を依律に起す 兼に天宮の神事

天照皇大神法法座所中居の記大座命を  
兼天宮を主大物主命を大神と神事と  
大宮神事と大物主命と神事と  
兼の神事と一めらる大物主命を  
兼の九一十の又十七の神事と  
一神事と神事と一神事と  
兼の神事と神事と一神事と  
兼の神事と神事と一神事と  
兼の神事と神事と一神事と

西祭礼九月の記をたおま後依進  
兼考中は延暦儀式帳と云ふの祭の  
兼考中は延暦儀式帳と云ふの祭の

十月十日

御奉行所

一内宮御理神事  
兼考中は延暦儀式帳と云ふの祭の  
兼考中は延暦儀式帳と云ふの祭の  
兼考中は延暦儀式帳と云ふの祭の  
兼考中は延暦儀式帳と云ふの祭の

申す神事  
御奉行所  
御奉行所  
御奉行所











一 同宮者身四人事

右宮者身四人事之職ありしは在り給申す事常時  
形あり 勅使幣使多奈主宮有美事時  
役とわ部り及後と奈宮者身二人神宮少ありて  
役人二人刻と後宮の中人を是と神宮も奈主  
宮有美事二人刻と後宮の中人を是と神宮も奈主  
御下龍宮と及後と奈宮有美事是とわ部り給  
御宮指位と後宮の中人を是と神宮も奈主  
奈主と奈宮者身四人と又目前に候事  
二 後宮の中人を是と奈宮有美事  
右宮者身正指位と後宮の中人を是と神宮も奈主

神宮と奈宮有美事 活らるる人内宮の神事  
ありて奈宮有美事 活らるる人内宮の神事  
内宮神職より神宮有美事 活らるる人内宮の神事  
右宮山田の神人ト活らるる人内宮の神事  
云々といふ事ト云々といふ事ト云々といふ事  
ト云々といふ事ト云々といふ事ト云々といふ事  
ト云々といふ事ト云々といふ事ト云々といふ事

二 後宮の宮指位と神宮有美事 大神宮有美事  
大神宮有美事 大神宮有美事 大神宮有美事  
の事をおとす事ト云々 大神宮有美事  
奉事ら奉事 奉事ら奉事 奉事ら奉事  
候事ら候事 候事ら候事 候事ら候事









あるに人々事... 神宮

一門古の... 神宮

一門此の... 神宮

一門乃の... 神宮

一門... 神宮

一門... 神宮

天照豊之受白手天神宮  
天照豊之受白美天神宮

何方人  
あ方人





大佐之命

以百十九代事百十二年降

御之系  
志己支

天武天皇御宇西大神宮大神主内宮称宜之始也  
志己支依無子以荒木田野守神称宜荒木田姓之称宜  
從是始也

兄虫

外宮称宜之始也從是何代自度會始哉何之御宇

右邊通法以分守之在也内宮神主分書其年名

天村雲命

此間八代

大君子命

此間九代伊勢國造被神大神主始也

大佐々命

御气

天武御宇西大神宮大神主内宮称宜始也  
志己支依無子物忌祖 天見通命末孫以

志己支

荒木田野守被神称宜野守十二世家上  
成勢天皇始賜荒木田姓

兄虫

外宮称宜始也兄虫十世孫彦晴 後奈院御宇  
寬仁元年始賜度會姓

言ふ事以之為始也 兄虫稱宜職少神主之始  
後  
稱宜の姓を以て度會姓始す 此の由也

天武天皇即位元年 兄虫始称宜少神主之祖父

其子君曆小君二人持統文武二代之称宜職相續其

後 元明天皇和銅四歲如祖父小度會姓を給ふ

中間歳々曆事 亦九年稱宜之代祖父と如く之代

祖父如給く後會姓を給ふ 續日本記の説也

四事記

天村雲命名度會神主之祖とある

推古天皇の時分が度會神主之父は

見申し 續日本記元明記云和銅四歲三月辛亥

伊勢國人磯部祖父吉田志二人賜姓度人書神主

畢事記竹年三云 天村雲命度會神主等寺祖

巳虫 大神主御氣二男  
天武御宇奉仕

祖父 大神主吉田男  
持統御宇奉仕

君磨 祖父二男  
持統御宇奉仕

小君 祖父二男  
文武御宇奉仕

亥六月十日

神宮

右之通初例御名分書奉申内宮長官  
後波御理下りし書法事以初に  
法了ん世交りし事

一二月三日法事以初内宮長官御理奉申

出令一書奉細書為御申入りし書奉申た初に

御申す初に御名分書奉申上りし書奉申

續日本紀 元明天皇之

御宇度會姓を給ふの事 不富小書奉申

至要集 延曆儀式帳各連日者の交文を奉書

御名分書奉申 度會姓を奉書

延曆儀式帳各連日者の交文を奉書

御名分書奉申 度會姓を奉書

延曆儀式帳各連日者の交文を奉書

御名分書奉申 度會姓を奉書

延曆儀式帳各連日者の交文を奉書

御名分書奉申 度會姓を奉書











一 又此山は又因る... 元弘... 後醍醐天皇... 光孝院... 天子... 神... 右... 一 後...

の法... 皇受... 山田... 御... 一 後...



らして彼をわたりて後をきくはりとの各宮を分り合せり  
は後をきくはり清をきくはりの理をきくはりの如く作の  
殿わたりて 瓊之杵乎 清作之律

天兒皇御命 大玉命わたりて初めの清作と依進せ

しむるものや初めの清作と依進せしむるものや初

清をきくはり清をきくはり 春日明神の如く

初め清作後の清をきくはり 春日明神の如く

春日の清乃大神ハ 天照大神の如く

日別の清作と依進せしむるは日別の清作と依進せしむる

初め清作の如く 大神宮の如く 豊受大神各一神の

如く

春日や春日の如く 相傳の神をきくはり

春日の神をきくはり 天照大神

春日の神の如く 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く

春日の神をきくはり 春日の神の如く







中... 後... 元... 皇... 天... 村... 雲... 命... 度... 相... 神... 主...  
右... 卯... 年... 乙... 未... 年... 卯... 申...

一... 皇... 太... 神... 宮... 年... 中... 行... 事... 紀... 正... 月... 元... 日... 下... 云...  
上... 古... 一... 祚... 宜... 一... 人... 布... 袴... 自... 余... 衣... 冠... 也... 而... 故... 浦... 田... 長... 官...  
後... 定... 之... 時... 始... 而... 束... 帶... 成... 上... 下... 畧... 之... 也...  
一... 至... 西... 安... 集... 云... 浦... 田... 後... 定... 執... 卯... 十... 八... 年... 祚... 宜... 元... 二... 十... 年...  
一... 祚... 宜... 任... 次... 第... 一... 云... 在... 位... 亦... 二... 十... 年... 執... 卯... 十... 八... 年...  
一... 祚... 宜... 正... 四... 位... 上... 後... 定... 元... 明... 紀... 云... 和... 銅... 四... 年... 二... 月... 卒... 矣... 伊... 勢... 國... 人...  
磯... 部... 祖... 父... 高... 志... 二... 人... 賜... 姓... 度... 會... 神... 主... 皇... 事... 紀... 第... 一... 云...  
天... 村... 雲... 命... 度... 相... 神... 主... 皇... 事... 紀... 第... 一... 云...  
右... 卯... 年... 乙... 未... 年... 卯... 申...

一... 皇... 太... 神... 宮... 年... 中... 行... 事... 紀... 正... 月... 元... 日... 下... 云...  
上... 古... 一... 祚... 宜... 一... 人... 布... 袴... 自... 余... 衣... 冠... 也... 而... 故... 浦... 田... 長... 官...  
後... 定... 之... 時... 始... 而... 束... 帶... 成... 上... 下... 畧... 之... 也...  
一... 至... 西... 安... 集... 云... 浦... 田... 後... 定... 執... 卯... 十... 八... 年... 祚... 宜... 元... 二... 十... 年...  
一... 祚... 宜... 任... 次... 第... 一... 云... 在... 位... 亦... 二... 十... 年... 執... 卯... 十... 八... 年...  
一... 祚... 宜... 正... 四... 位... 上... 後... 定... 元... 明... 紀... 云... 和... 銅... 四... 年... 二... 月... 卒... 矣... 伊... 勢... 國... 人...  
磯... 部... 祖... 父... 高... 志... 二... 人... 賜... 姓... 度... 會... 神... 主... 皇... 事... 紀... 第... 一... 云...  
天... 村... 雲... 命... 度... 相... 神... 主... 皇... 事... 紀... 第... 一... 云...  
右... 卯... 年... 乙... 未... 年... 卯... 申...

一至聖集云

始賜度會姓

亥晴

例又云

今度位記被戴度相姓

亥晴 氏忠、孝光

從和銅四年至寬永元年二百七十年後賜度會姓事若  
元明天皇和銅四年八代後 桓武天皇延曆二十三年  
迄年數九十四年と經て即名を變て 後之儀或は少名  
連署者之交名を書上之時海軍少將鷹斗姓を戴  
不申し給ふ所傳述も申すに不申定也

元明天皇和銅九年甲卯名一員の祢目知加良  
補任一妻良光元年乙酉年之間祢目職を執  
りて小和銅四年に海軍少將鷹斗姓を戴  
この事一處に辨りて申す

一持統天白皇奉仕に海軍少將鷹斗に海軍少將鷹斗を任  
事に及らざる也

一後會姓を賜ふ事即名一祢目職を執る事 四事記  
是れ載る事なり此は海軍少將鷹斗に海軍少將鷹斗を  
任すに及らざる也

一四事記より之の切文内名を取物に四事記見合事は但  
倭姫世記小後會に部小後取及らざる後會神主  
事なり

即名祢目連御之元

一祢目神主元虫

天武天皇即位元年壬申停大神主職神  
祢目職在任西 戊十五年  
天武天皇御治世十五年也

一 祢宜神主君曆

持統天皇即位元年祢宜職神在在  
西中道十年但  
持統天皇御治世十年

一 小君

文武天皇即位元年丁酉神祢宜職在在  
丁未道十一年但  
文武天皇御治世十年

一 知加良

元明天皇即位元年戊申神祢宜職在在  
美良元年丁巳道十年

一 龍

元正天皇美良元年丁巳神祢宜  
職在在十年

七月五日

一 七月五日法事の所ハ神宮延敷成後修理之修刻以事

例ヲ定奉給法事連拜之等事又即宮ノ修刻以事

ハ其美の御事ハ其法事修刻以事ハ即宮ヨリ

豊受太神ハ水産ハ穀生長の理物リ方ナリ御膳部

神氣ナリ切之の御膳位進仕ハ其美ハ以御事云々

又内ニ事申分御事 豊受太水産ハ穀生長

の理物リ方ナリ切之ハ穀生長の理物ハ御膳部の神ニ

ハ其美ハ其御膳調進仕ハ其美ハ其御膳調進仕

進仕 豊受の神ハ即宮ハ其美ハ其御事也其美

其美ハ其御事也其美ハ其御事也

右神宮修刻法事御事ハ其美ハ其御事也其美

其美ハ其御事也其美ハ其御事也其美ハ其御事也





大書を母傳り致はまらるるに、  
大和右系柳公事、  
大書に記す所、  
大書に記す所、  
大書に記す所、  
大書に記す所、

天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、

一、  
大書に記す所、  
大書に記す所、  
大書に記す所、  
大書に記す所、  
大書に記す所、

天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、

天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、

天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、  
天照皇太神宮の号や前か、  
大書に記す所、



天神地祇八百方神の御祈り之に當りては諸社  
之に皆是國名の諸社之に地社乃は諸社は之に  
之に皆是國名の諸社

九月廿一日

御光の中

十月十日の事山田後年段の諸社御祈り之に當りては

一、御光の中

御光の中

御光の中

御光の中

御光の中

十月十日

山田後年

御光の中

御光の中

一、御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中

御光の中

御光の中

一、御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中  
御光の中















小何の事... 一若仕... 天照白太神宮又... 但... 早... 見... 迎... 何... 復... 口... 帝... 天下...  
一若仕... 天照白太神宮又... 但... 早... 見... 迎... 何... 復... 口... 帝... 天下...  
一若仕... 天照白太神宮又... 但... 早... 見... 迎... 何... 復... 口... 帝... 天下...

出... 又... 一... 一... 是... 石... 長... 弟... 神... 上... 中... 為... 矣...  
出... 又... 一... 一... 是... 石... 長... 弟... 神... 上... 中... 為... 矣...  
出... 又... 一... 一... 是... 石... 長... 弟... 神... 上... 中... 為... 矣...











今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
新治の君子程に徳中土分邦と云ふは、連判の仕方  
其の方程に徳中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方

一、今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方

今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方

今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方  
今日中土分邦の別中土分邦と云ふは、連判の仕方

空齋中印書師職之中西母後後西之子  
書如丁ら一帳稱寔文治出之書名新書友不  
慙後申之操書新之系不而極之右之進達  
上之丹波後之神願中進取市口英丁味之華  
岡門被 仁行年自今以後也之新航路也之  
速之の島嶼及科仍之為後進下和狀於惟友者  
者也

寛文十一年庚午十一月廿二日

丹波口  
長門口  
伊賀口

山城口  
内膳口  
但馬口  
大和口  
義濃市到

外記

師職中

右記中知狀漢上以後 大和守殿等何里進年  
後之由出入候私物之候物事之由是乃以之  
之及之由 何れは法之客教新書の伊賀内記



田舎長官の口を等中に出たるを以て清江と名付事

一曰はるの戸素多額な仕り中

一曰はるの母後守殿の戸隙を以て取の事云々云々

然るに今之座に一役も有らば幾多年中中々清江方  
常山懸花の指板中出る方知仕事の所  
之指板の清江を以て云々方此の所清江と名付事  
おられはるる事云々云々

十一了

東証母後書

内名

國司判

十一了、九年、各々の戸を以て取の事云々云々

清江の事、以て各法中知仕る事、母後守殿が

長官、以て此の所、以て取の事云々云々

河に、以て取の事云々云々、以て取の事云々

母後守殿、以て取の事云々云々、以て取の事云々

一十年、十入、以て取の事云々云々、以て取の事云々

清江、以て取の事云々云々、以て取の事云々

長官、以て取の事云々云々、以て取の事云々

母後守殿、以て取の事云々云々、以て取の事云々

十了、九年、各々の戸を以て取の事云々云々

十一了









進上

御奉行所

檜垣之馬

飛高

日波之馬

常原

河津之馬

白利

檜垣之馬

常四

宮後之馬

新定

十祿宜

常俱

九祿宜

親亮

八祿宜

末亮

七祿宜

常副

六祿宜

總亮

五祿宜

左亮

四祿宜

同亮

三祿宜

右和

二祿宜

通亮

長官

全度



延亨丁卯年四月下旬寫之

